

VII

家事事件に関する分析

1 はじめに

家事事件の中でも、遺産分割事件は困難な事件であるといわれる。実際、IV 2 の家事事件の概況にもあるとおり、遺産分割事件の平均審理期間は、他の家事事件と比べて長く、平均で 1 年を超える審理期間を要している実情にあるので、遺産分割事件の審理期間の長期化に影響を及ぼす要因について分析することとする。

2 遺産分割事件の概要

遺産分割事件は、被相続人が残した財産（遺産）について相続人間での協議がまとまらない場合に、法定相続分を基本として、家庭裁判所の調停、審判により遺産を具体的にどのように分けるかを決める事件である。これによって、各相続人がそれぞれ取得した物について新たな所有関係が発生することになる。

例えば、被相続人が配偶者と二人の子を残して死亡し、遺産として夫婦で居住していた不動産（評価額は5000万円）、預金5000万円及び被相続人が経営していた会社の株式（評価額は2000万円）があったとする。被相続人が死亡した時点で、これらの遺産は、原則として共同相続人（配偶者及び二人の子）の共有状態にあるが、これを相続分に従って各人に分けるのが遺産分割である。分割の具体例を示すと、遺産全体は額にして1億2000万円であり、法定相続分は、配偶者が2分の1、二人の子が各4分の1なので、配偶者が6000万円、二人の子が各3000万円相当の財産を取得すべきことになる。そこで、配偶者が不動産（評価額は5000万円）を全部取得し、一人の子が株式（評価額は2000万円）を全部取得し、もう一人の子が預金3000万円を取得し、配偶者と株式を取得した子がそれぞれ預金1000万円を取得するという合意ができると、遺産分割協議が成立し、それぞれ各財産について単独で所有することになる。

このように、遺産分割事件の審理の手順としては、まず、分割の前提となる相続人の範囲、遺産の範囲及び相続分の割合を確定し、その後必要に応じて、遺産に含まれる財産の価額を評価し、具体的相続分の額を算定して、具体的な分割方法を決めることになる。

遺産分割事件は乙類事件なので、遺産分割の調停としても審判としても申し立てることができるが、実際には、調停を申し立てる場合がほとんどである。そして、前掲IV2.2【表13】のとおり、全体の6割以上の事件では調停が成立して終局しているが、調停不成立の場合には審判手続に移行して、審判がされることになる。もっとも、調停期日の中でも争点整理が行われるのが一般的であり、当事者間で合意できる部分、すなわち争点とならない部分は調停の過程で記録に残されるので、ほとんどの場合、調停における争点整理の結果が審判でも活用されている。

3 遺産分割事件の長期化要因

遺産分割事件の審理が長期化する要因としては、以下に検討するとおり、「前提問題等の関連事件待ち」、「付随問題についての調整」、「当事者多数」、「物件多数」、「特別受益・寄与分についての主張」及び「感情

的対立」が挙げられる。

3. 1 前提問題等の関連事件待ち

○ 前提問題の関連事件待ちについて

だれに、何を、どのような割合で分割するかという、相続人や遺産の範囲、相続分の割合は、具体的に遺産を分割する前提となる問題であり、実務上これを一般に前提問題と呼んでいる。遺産分割事件における前提問題には以下のようなものがあり、遺産分割に際してこれらの点が争いになる場合がある。

まず、相続人の範囲が争われる場合として、戸籍上は被相続人の子になっているが眞実は被相続人の子ではないという主張がされたり、被相続人の子であるとして認知を求める者がいたりする場合等がある。次に、遺産の範囲が争われる場合として、相続人の名義にはなっているが実際は被相続人の財産であるとの主張がされたり、逆に、被相続人名義にはなっているが相続人の資産であるとの主張がされたりする場合等がある。さらに、相続分の割合が争われる場合もある。すなわち、法定相続分と異なる相続分を指定した被相続人の遺言が無効であるという主張がされるような場合がある。なお、遺言の有効性は、推定相続人を廃除する内容の遺言（民法893条）や、だれかに財産を贈与する内容の遺言等についても争われる場合があり、相続人の範囲や遺産の範囲との関係でも問題になることがある。

これらの前提問題についての争いは、相続人としての地位の有無や財産の帰属等、実体的な権利義務の存否にかかわるものであり、最終的には民事訴訟で解決すべき問題である。仮に、遺産分割事件において、このような前提問題に関する一定の結論を前提に調停や審判をしたとしても、訴訟において異なる内容の判決が確定すると、遺産分割の効力は根底から覆されることになる。そこで、前提問題についての関連訴訟の提起があれば、通常はその訴訟の結論を待つことになる。また、遺産分割事件の手続の中で前提問題に深刻な対立がある場合には、先に訴訟によって解決するよう家庭裁判所から当事者に勧めることもある^{*1}。

前提問題について、これを量る統計データは存在しないため、遺産分割専門・集中部のある東京家庭裁判所本庁及び大阪家庭裁判所本庁において調査したところ、平成19年12月31日現在、【表1】のとおり、東京家庭裁判所本庁では、遺産分割の未済事件1070件のうち、審理期間が5年を超えるものが14件あり、そのうちの6件は前提問題に関する関連訴訟が係属していた。また、関連訴訟が係属していない8件についても、うち4件では前提問題についての争いがあった。大阪家庭裁判所本庁では、同日現在、遺産分割の未済事件616件のうち、審理期間が5年を超えるものが5件あり、そのうちの3件は前提問題に関する関連訴訟が係属していた。

このように長期未済事件の大半が前提問題に関する関連訴訟の係属中であるとの実例があることからみても、遺産分割事件においては、前提問題に関する関連訴訟の結論を待つことが、審理の長期化要因の一つになっているといえる。

**【表1】長期未済事件と関連訴訟
(平成19年12月31日現在の未済事件)**

	東京家庭裁判所本庁	大阪家庭裁判所本庁
未済事件総数	1,070	616
5年を超える 長期未済事件数	14	5
うち関連訴訟の係属の ある／あった事件数	6	3
備 考	関連訴訟の係属のないもののうち、遺産の範囲、遺産である土地の境界に争いのあるものが4件	

※ 家庭局の実情調査の結果に基づく概数である。

*1 もっとも、前提問題について争いがあっても、結論が明らかで、訴訟でも同じ結論になるであろうと予測できる場合や、当事者間で訴えを提起しない旨の合意がある場合等は、審判の中で前提問題について判断することはあり得る。

○ その他の関連事件待ちについて

なお、最近の遺産分割事件の傾向として、当事者の高齢化をいわれることがある。これは、国民の長寿化に伴い、被相続人が高齢化すると、これに連動して相続人も高齢化するためであると考えられるが、高齢の当事者については、認知症等で意思能力を有していない場合も少なくなく、後見開始を申し立ててもらいその審判が確定するまで遺産分割事件の手続の進行を待つ必要がある。また、最近の別の傾向として、縁戚関係の希薄化も挙げられるが、当事者が他の当事者の所在を把握していない場合もあり、所在が明らかでない当事者について不在者財産管理事件や失踪宣告事件の審判を待つ必要がある場合もある（以上については、資料編7参照。）。

これらの関連事件待ちも、遺産分割事件の審理の長期化要因になると考えられる。

3. 2 付随問題についての調整

被相続人の死亡によって、遺産分割自体の問題以外にも多くの問題が発生する。例えば、被相続人の葬儀に要した費用はだれがどのように負担するのか、被相続人が死亡する前後で預金が減少している場合に、だれがいかなる理由で預金を持ち出したのか、遺産の中に他人に賃貸している不動産がある場合に、賃料をどのように分配するのか、被相続人の配偶者が老齢の場合、だれが介護するのかといった問題が起こる²。

これらの問題は、遺産分割自体の問題ではない（そのため実務上一般に付随問題と呼んでいる。）が、遺産分割事件の当事者からは、付随問題も一括して解決するよう求められることが多い。このような場合、調停においては付随問題も含めて話し合うこともあるが、そうなると調整すべき事項が増えるので、それだけ調停に時間要することになる。また、付随問題について調整が見込めず、本来の遺産分割事項に絞って調整を試みようしたり、審判に移行したりした場合でも、付随問題が遺産分割とは別の問題であり、本来の調停事項や審判事項ではないことに当事者が納得できないことがあり、このような場合には、当事者が付随問題に関する言い分に固執して、遺産分割自体の問題点に関する検討を十分に行えないため、手続が進まないこともある。

この点、統計上十分な年間事件数があり、平均的な統計データを取ることができると考えられるB家庭裁判所本庁において、平成19年に調停成立で終局したすべての遺産分割事件を対象に調査したところ、

【表2】のとおり、調停条項上付随問題に関する決めがあった事件は、決めがなかった事件よりも、平均審理期間が半年以上長いという集計結果が出た。また、付隨問題に関する取決めがあった事件の方が、

【表2】 遺産分割事件における付隨取決めの有無別の平均審理期間等(平成19年にB家庭裁判所本庁で調停成立で終局した事件)

	総数	付隨取決め	
		あり	なし
調停成立 事件数	183 (100.0)	81 (44.3)	102 (55.7)
平均審理期間 (月)	12.8	16.3	10.0
平均期日回数	7.5	9.4	6.0
調停	7.2	9.1	5.7
審判	0.3	0.3	0.3
平均期日間隔 (月)	1.7	1.7	1.7

※ 実情調査を行った上、司法統計の数値を元に集計した。()内は割合である。

*2 ほかにも、墓石や位牌等の祭祀財産の承継の問題、相続税の問題、相続人が、被相続人と不動産を共有したり、経営に关心のない同族会社の株式を保有したりしている場合に、相続を機に他の相続人に何らかの対価と引換えにその引取りを求めるような問題も、付隨問題に含まれる。

取決めがなかった事件よりも平均期日回数が多い一方、平均期日間隔については差はなかった。もとより、付随問題の取決めがない事件であっても、付随問題についての調整がされている場合はあると考えられるが、少なくとも付随問題の取決めがある事件では必ず付随問題についての調整がされているので、付随問題に関する取決めのある事件の方が平均審理期間が長いという調査結果は、付随問題についての調整が遺産分割事件の審理の長期化要因の一つになることを裏付けていると考えられる。

したがって、付随問題についての調整は、遺産分割事件の審理の長期化要因になるとと考えられる。

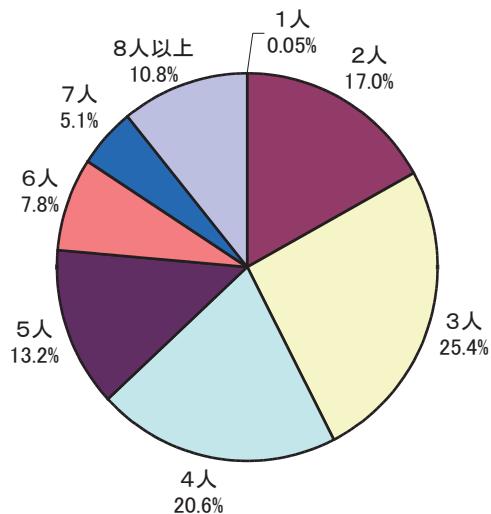
3. 3 当事者多数

遺産分割事件においては、基本的にすべての相続人が当事者となる必要があるから、当事者数が多くなる場合が多い。民事第一審訴訟事件では原告1人、被告1人の事件が71.8%（資料編2-1参照）を占めるのに対して、遺産分割事件では、【図3】のとおり、当事者数が2人の事件が2割以下と少なく、当事者数が4人を超える事件が半分以上を占めている^{*3}。

また、当事者数が3人以上の事件であっても、当事者間の利害状況は、民事訴訟事件と遺産分割事件とで異なる面がある。すなわち、民事訴訟事件では、当事者が3人以上の事件であっても、当事者は原告と被告のいずれかに分かれるため、基本的には原告と被告との間の対立関係として把握できるのに対し、遺産分割事件では、当事者各人が遺産を取り合う関係にあるため、他のすべての当事者との間で相互に利害が対立する関係になる。

このように遺産分割事件では、当事者が多数の場合が多く、このことが審理を長期化させる一因と考えられる。この点、遺産分割事件終局時の当事者数と平均審理期間との関係をみると、【表4】のとおり、当事者数が多くなるにつれて平均審理期間が長くなる傾向が認められる（なお、当事者数の増加に伴い、平均期日回数もおおむね増加する傾向が認められる一方、平均期日間隔は、当事者数にかかわらず、ほとんど変わらない）。このような統計データの分析結果は、当事者多数が遺産分割事件の審理の長期化要因の一つになることを示している。

【図3】 遺産分割事件の当事者数



※ 当事者数は事件終局時のものである。以下同じ。

*3 なお、過去20年間における推移をみると、遺産分割事件の平均当事者数は減少している（前掲IV2.2【図16】参照）。これは、少子化等の社会的な事情がその一因となっていると考えられ、一見すると長期化要因が減っているようにもみえるが、少子化による家族関係の希薄化や権利意識の先鋭化が、遺産分割事件における互譲の困難等の問題を招いている可能性もあり、今後の推移を見守る必要があろう。

【表4】遺産分割事件の当事者数別の平均審理期間、平均期日回数及び平均期日間隔

	総数	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人以上
事件数	10,202	5	1,735	2,595	2,102	1,348	794	518	1,105
平均審理期間(月)	12.2	4.4	10.2	11.6	12.3	12.5	12.7	13.7	15.2
平均期日回数	6.2	2.4	5.4	6.1	6.4	6.4	6.7	6.6	7.1
調停	5.6	2.2	4.8	5.4	5.7	5.7	5.8	5.9	6.3
審判	0.7	0.2	0.6	0.7	0.7	0.6	0.9	0.7	0.8
平均期日間隔(月)	2.0	1.8	1.9	1.9	1.9	2.0	1.9	2.1	2.1

3.4 物件多数

遺産と見える物件の数が増えるほど、被相続人の財産か否かについて争われる可能性のある対象が増えるので、その分遺産の範囲が争点となる可能性は高くなる。また、不動産や株式等、評価が必要な物件については、評価が争われる場合があるところ、このような物件が多いと、評価に関する争点も増えると考えられる。そして、物件ごとに評価の争いの有無を確定させていく過程や、さらに、物件の評価が必要になれば、鑑定等の作業にも時間を要するため、物件多数が遺産分割事件の審理の長期化要因の一つになると考えられる。

この点、物件の数を直接示すデータは取ることができないが、遺産となる物件の数が多いほど、遺産の合計価額である遺産額は多くなるのが通常であることから、遺産額と平均審理期間との関係をみると、【表5】のとおり、遺産額が高くなるほど、平均審理期間が長くなる傾向が認められる（なお、遺産額の増加に伴い、

【表5】遺産分割事件の遺産額別の平均審理期間、平均期日回数及び平均期日間隔

	総数	1000万円以下	1000万円超 5000万円以下	5000万円超 1億円以下	1億円超 5億円以下	5億円超	算定不能 ・不詳
事件数	7,445	2,002	3,407	1,018	557	50	411
平均審理期間(月)	13.4	10.1	12.5	17.3	22.4	33.5	13.0
平均期日回数	7.1	5.1	6.7	9.4	11.9	19.0	7.1
調停	6.3	4.7	6.0	8.2	9.9	11.6	6.6
審判	0.9	0.5	0.7	1.2	2.0	7.5	0.5
平均期日間隔(月)	1.9	2.0	1.9	1.8	1.9	1.8	1.8

※ 認容又は調停成立により終局した事件の数値である。

平均期日回数も増加する傾向が認められる一方、平均期日間隔はほとんど変わらない。)。このような統計データの分析結果は、物件多数が遺産分割事件の審理の長期化要因の一つになることを間接的に裏付けているといえよう。

3. 5 特別受益・寄与分についての主張

相続人や遺産の範囲が確定し、遺産の評価額も決まると、法定相続分ないし遺言で指定された相続分に従って具体的相続分を算定するが、具体的相続分の算定に当たっては、相続人の特別受益（民法903条）や寄与分（民法904条の2）を考慮すべき場合がある。特別受益とは、例えば、共同相続人の一人が、家を建てるための資金を被相続人に負担してもらうなど、被相続人から、生計の資本として贈与を受け、又は遺言で遺贈を受けた場合における当該贈与又は遺贈のことをいう。特別受益を受けた相続人がいるときは、当該贈与又は遺贈の価額を控除した残額をもって、当該相続人の具体的相続分として遺産分割することになる。また、寄与分とは、例えば、共同相続人の一人が被相続人の事業を手伝うなど、被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした場合における当該特別の寄与のことをいう。寄与分が認められる相続人がいるときは、当該寄与分に相当する額を加えた額をもって、当該相続人の具体的相続分として遺産分割することになる。

遺産分割事件においては、しばしば当事者から、特別受益や寄与分の存在を主張されることがあるが、特別受益が認められるためには、「生計の資本としての」贈与又は遺贈でなければならず、また、寄与分が認められるためには、「特別の」寄与でなければならないため、いずれについても、単に被相続人から財産の贈与を受けたとか、奉仕して被相続人の財産の増加に寄与したというのでは足りず、通常の親族関係に基づいて行われる程度を超えるものでなければならない。そこで、当事者において、特別受益や寄与分に当たると考えるやり取りについて具体的な事実を特定したり、特別受益や寄与分の価額を主張したりすることが必要になるが、被相続人の生前のこのような事実には、相当古いものもあり、また、親族間のやり取りであるため、ほとんどの場合は書面等の客観的な資料も作成されていないことから、関係者の記憶をたどるなどして過去の事実を解明することになり、審理に時間を要する場合がある。

この点、まず、調停成立又は審判認容で終局した事件における特別受益の考慮の有無と平均審理期間の関係をみると、【表6】のとおり、調停又は審判で特別受益が考慮された事件の方が、考慮されなかつた事件よりも平均審理期間が長いことが認められる（なお、特別受益が考慮された事件は、特別受益が考慮されなかつた事件よりも平均期日回数が多い一方で、平均期日間隔にはほとんど差がない。）。

また、同様に、調停成立又は審判認容で終局した事件における寄与分の定めの有無と平均審理期間と

【表6】 遺産分割事件の特別受益の考慮の有無別の平均審理期間、平均期日回数及び平均期日間隔

	総数	特別受益の考慮		
		なし	あり	不詳
事件数	7,445	6,193	669	583
平均審理期間（月）	13.4	12.8	19.1	13.6
平均期日回数	7.1	6.8	10.2	7.5
調停	6.3	6.0	8.1	7.0
審判	0.9	0.7	2.1	0.5
平均期日間隔（月）	1.9	1.9	1.9	1.8

※ 調停成立又は審判認容により終局した事件の数値である。

の関係をみると、【表7】のとおり、調停又は審判で寄与分の定めのある事件の方が、寄与分の定めのない事件よりも平均審理期間が長くなっている（なお、寄与分の定めのある事件の方が、寄与分の定めのない事件よりも平均期日回数が多い一方で、平均期日間隔にはほとんど差がない。）。

もとより、特別受益が考慮されなかった事件や寄与分の定めのない事件であっても、特別受益や寄与分に関する審理・調整をしている場合はあると考えられるが、少なくとも、調停又は審判で特別受益が考慮され、あるいは、寄与分の定めがある事案では、必ず特別受益や寄与分に関する審理・調整をしているので、これらの事案の方が平均審理期間が長いという分析結果は、特別受益や寄与分の主張が長期化要因の一つであることを裏付けていると考えられる。

【表7】 遺産分割事件の寄与分の定めの有無別の平均審理期間、平均期日回数及び平均期日間隔

	総数	寄与分の定め	
		0件	1件以上
事件数	7,431	7,216	215
平均審理期間（月）	13.4	13.1	24.5
平均期日回数	7.1	7.0	11.9
調停	6.3	6.2	8.3
審判	0.9	0.8	3.6
平均期日間隔（月）	1.9	1.9	2.1

※ 調停成立又は審判認容（「分割しない」を除く。）により終局した事件の数値である。

3.6 感情的対立

遺産分割事件では、以上の長期化要因に関連するなどして、家事事件特有の当事者間の感情的な対立が表れることが多い。

例えば、前提問題に関連して、被相続人の婚外子が共同相続人の一人である場合には、被相続人の配偶者が婚外子には財産を渡さないがために、法律上は相続分が定められているにもかかわらず、これを認めようとしない例や、共同相続人の一人に有利な遺言がある場合に、同人と仲の悪い他の共同相続人から、十分な根拠もないままとにかく遺言は無効であると主張される例もある。また、付随問題に関連する主張がされるのも家族間の不満や感情的対立が背景にある場合が多い。特別受益や寄与分も、過去からの兄弟姉妹間での不公平感が積み重なってできた感情的なしこりが背景になって主張される場合が多い。

このような感情的対立があると、当事者間の調整や合理的な主張の整理等を困難にし、遺産分割事件の審理が長期化すると考えられる。

この点、抗告率*4をみると、【表8】のとおり、遺産分割事件の抗告率は、一般に争訟性が高いとされる乙類審判事件の中でもとりわけ高いものとなっている。

もっとも、遺産分割事件の抗告率は、対席判決で終局した民事第一審訴訟（全体）の上訴率と比較すると大差はない。この点については、民事第一審訴訟事件においては、請求認容又は棄却といった形で、一方の当事者の主張が全く認められない場合も相当数存在するため、このような結論に不満を抱く当事者は相当数いるものと容易に想像できるのに対し、遺産分割事件の審判では、すべての当事者が何らかの財産に対する権利は得られるのが通常であるため、民事第一審訴訟事件よりは結論に不満を抱く当事者が一見少ないようにも思われる。それにもかかわらず、当事者が不服を申し立てる割合に大差がないというのは、遺産分割事

*4 ここで、抗告率とは、高等裁判所における新受事件のうち家庭裁判所の（乙類、遺産分割等の）一定の種類の審判事件を原審とするものの総数を、その種類の事件について同期間に家庭裁判所の審判で終局した事件総数で除したものを使い指すこととし、個別の事件における抗告の有無を統計として把握しているものではない。

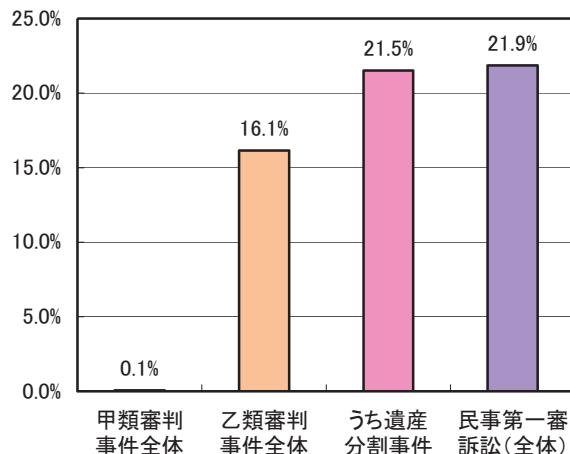
VII 家事事件に関する分析

件では、結論を導くに至った理由以外の要素にも当事者が不満を抱くことがあると考えられ、当事者間の感情的な対立が激しいことを裏付けていると考えられる。

【表8】遺産分割事件における抗告の状況
(平成20年に終局又は受理した事件)

	全家庭裁判所における認容又は却下審判で終局した事件総数	当該審判事件を原審とする全高等裁判所における新受事件総数	抗告率
甲類審判事件全体	563,083	329	0.1%
乙類審判事件全体	10,143	1,638	16.1%
うち遺産分割事件	1,032	222	21.5%

※ 抗告率は、個別事件の抗告の有無に基づき集計したものではない。



(比較)

	対席判決で終局した事件総数	うち上訴のあった事件数	上訴率
民事第一審訴訟(全体)	40,417	8,835	21.9%

3.7 小括

以上のとおり、遺産分割事件の長期化要因としては、「前提問題等の関連事件待ち」、「付随問題についての調整」、「当事者多数」、「物件多数」、「特別受益・寄与分についての主張」及び「感情的対立」が挙げられる。

4 遺産分割事件の審理手続パターン別にみた 長期化要因について

平成20年4月から、遺産分割事件の審理手続パターン別の分析が可能な形でデータの集計を始めた。そこで、このパターン別のデータに基づいて長期化要因の分析を行ってみた。すなわち、これらの要因を分析するのにじむ統計データ項目（当事者数、遺産額等）と審理手続のパターン別のデータとをクロス分析すれば、審理手続のパターン別の長期化要因を検討することが可能となり、前記3の検討をより深化させることができるものと思われる所以、前記3において検証した遺産分割事件の長期化要因のうち、「当事者多数」、「物件多数」及び「特別受益・寄与分についての主張」について、更に審理手続のパターン別に分析を試みた。

4. 1 遺産分割事件の手続パターン

遺産分割事件の審理手続パターンとしては、まず、調停が申し立てられた場合にそのまま調停が成立して終局するもの（以下「調停のみ型」という。）と、調停不成立で審判手続に移行して審判で終局するもの（以下「調停不成立後審判型」という。）がある。また、審判が申し立てられた場合に、そのまま審判で終局するもの（以下「審判のみ型」という。）と、調停手続に付されて調停が成立して終局するもの（以下「審判申立て後付調停型」という。）がある。【表9】のとおり、このうち、まず、調停が申し立てられる事件が圧倒的に多く、その中でも調停のみ型の事件が全体の8割以上を占め、調停不成立後審判型と合わせると全体の9割を占めている。

以上のパターン以外に、調停が申し立てられた事件で調停不成立で審判手続に移行したものの再度調停に付される場合（その後更に審判手続に移行する場合を含めて、【表9】において、便宜「調停－審判－調停・審判型」という。）や、審判が申し立てられた事件で調停手続に付されても調停が成立せずに再度審判手続に移行する場合（その後更に調停手続に付される場合を含めて、【表9】において、便宜「審判－調停－審判・調停型」という。）も存在する。しかし、これらについては、事件数もそれほど多くはない上、2回目の手続移行後の手続種類別の期間が把握できないため、審判又は調停の期日回数に対応する審判期間又は調停期間が明らかでなく、有意な分析を行えないという問題がある。

そこで、以下では、調停のみ型、調停不成立後審判型、審判のみ型、審判申立て後付調停型の各手続パターンについて、当事者数、「物件多数」に関連して遺産額、並びに「特別受益・寄与分についての主張」に関連して特別受益の考慮の有無及び寄与分の定めの有無と各手続パターンにおける平均審理期間等との関係を分析する。

4. 2 各手続パターンにおける

各長期化要因と平均審理期間等との関係

本項における表は、本章末尾に一括して掲載することとした。

○ 当事者数別の分析

まず、調停のみ型の事件における当事者数と平均審理期間等との関係をみると、【表10】のとおり、事件数の非常に少ない当事者数が1人の事件を除けば（当事者数が1人の事件については、以下同様に分析を割愛する。）、前記3.3で分析したところと同様、当事者数が増えるにつれて、平均調停期間及び平均調停期日回数が増加するものの、平均調停期日間隔はそれほど変わりはない。

【表9】 遺産分割事件の審理手続パターン別の事件数及び事件割合
(平成20年4月から12月までに終局した事件)

	事件数	事件割合
総数	7,583	100.0%
調停のみ型	6,219	82.0%
調停不成立後審判型	655	8.6%
調停－審判－調停・審判型	304	4.0%
審判のみ型	97	1.3%
審判申立て後付調停型	209	2.8%
審判－調停－審判・調停型	99	1.3%

次に、調停不成立後審判型における当事者数と平均審理期間等との関係をみると、【表11】のとおり、当事者数が2人から4人までの事件では、当事者数が増えるにつれて、平均審理期間（平均調停期間と平均審判期間とを合計したもの）及び平均期日回数（平均調停期日回数と平均審判期日回数とを合計したもの）は増加し、平均調停期日間隔はそれほど変わらないことが認められたが、平均審判期日間隔（平均審判期間を平均審判期日回数に1を加えたもので除したもの⁵。以下、調停不成立後審判型及び審判のみ型において同じ。）は当事者数4人の場合に長くなっている。また、当事者数が5人以上になると、前記3.3での分析と異なり、当事者数と平均審理期間等との比例関係は認められない。

審判のみ型における当事者数と平均審理期間等との関係をみると、【表12】のとおり、各当事者数区分ごとの事件数が少ないと留意しなければならないものの、前記3.3での分析と異なり、当事者数と平均審理期間及び平均期日回数との比例関係は認められず、平均期日間隔も安定しない。

審判申立て後付調停型における当事者数と平均審理期間等との関係をみると、【表13】のとおり、当事者数が5人以上の当事者数区分ごとの事件数が少ないと留意しなければならないものの、審判のみ型と同様、前記3.3での分析と異なり、比例関係は認められず、平均期日間隔も安定しない⁶。

○ 遺産額別の分析

まず、調停のみ型の事件における遺産額と平均審理期間等との関係をみると、【表14】のとおり、事件数の少ない5億円を超える事件を除き、前記3.4で分析したところと同様、遺産額が増えるにつれて、平均調停期間及び平均調停期日回数が増加するものの、平均調停期日間隔はそれほど変わりはない。

次に、調停不成立後審判型における遺産額と平均審理期間等との関係をみると、【表15】のとおり、前記3.4で分析したところと同様、遺産額が増えるにつれて、平均審理期間（平均調停期間と平均審判期間とを合計したもの）及び平均期日回数（平均調停期日回数と平均審判期日回数とを合計したもの）は増加する。また、1000万円以下の事件及び事件数の少ない5億円を超える事件を除き、平均調停期日間隔及び平均審判期日間隔はほとんど変わらない。

審判のみ型における遺産額と平均審理期間等との関係をみると、【表16】のとおり、各遺産額区分ごとの事件数が少ないと留意しなければならないものの、前記3.4での分析と異なり、遺産額と平均審理期間及び平均期日回数との比例関係は認められず、平均期日間隔も安定しない。

審判申立て後付調停型における遺産額と平均審理期間等との関係をみると、【表17】のとおり、5000万円を超える遺産額区分ごとの事件数が少ないと留意しなければならないものの、前記3.4で分析したところと同様、遺産額が増えるにつれて平均期日回数（平均調停期日回数と平均審判期日回数とを合計したもの）は増加することは認められる。他方、前記3.4での分析と異なり、遺産額と平均審理期間との比例関係は認められず、平均期日間隔も安定しない。

○ 特別受益の考慮の有無別の分析

まず、調停のみ型の事件における特別受益の考慮の有無と平均審理期間等との関係をみると、【表18】のとおり、前記3.5で分析したところと同様、特別受益が考慮された事件の方が、考慮されなかった事件より

*5 審判においては、期日を開いて審判を言い渡すことはないが、平均審判期日間隔を算出する上では、審判日を審理の最終回として考慮しなければ、正確な数値を出すことはできない。そこで、審判で終局するパターンの調停不成立後審判型及び審判のみ型においては、平均審判期日回数に1を加えたもので除した平均審判期日間隔を掲げることとした。

*6 遺産分割事件の審判申立てがあった場合、審判期日を1回も開かないまま調停に付される場合も多いが、審判申立て後付調停型には、この種の事件が相当数含まれる。審判期日回数が0回の事件を含めて審判期日間隔を算出すると、審判期日間隔が、実態を反映しない極端に長い数値となることがあり得るため、審判申立て後付調停型においては、審判期日回数が1回以上の事件に限定した審判期日間隔を掲げることとした。

も平均調停期間が長く、平均調停期日回数も多い。また、平均調停期日間隔はそれほど変わりはない。

次に、調停不成立後審判型における特別受益の考慮の有無と平均審理期間等との関係をみると、【表19】のとおり、前記3.5で分析したところと同様、特別受益が考慮された事件の方が、考慮されなかった事件よりも平均審理期間（平均調停期間と平均審判期間とを合計したもの）は長く、平均期日回数（平均調停期日回数と平均審判期日回数とを合計したもの）も多いが、平均調停期日間隔や平均審判期日間隔はそれほど変わらない。

審判のみ型における特別受益の考慮の有無と平均審理期間等との関係をみると、【表20】のとおり、特別受益が考慮された事件数が少ないと留意しなければならないものの、前記3.5で分析したところと同様、特別受益が考慮された事件の方が、考慮されなかった事件よりも平均審判期間は長く、平均審判期日回数も多い。他方、前記3.5での分析と異なり、平均審判期日間隔は、特別受益が考慮された事件と、考慮されなかった事件とで差がある。

審判申立て後付調停型における特別受益の考慮の有無と平均審理期間等との関係をみると、【表21】のとおり、特別受益が考慮された事件数が少ないと留意しなければならないものの、前記3.5で分析したところと同様、特別受益が考慮された事件の方が、考慮されなかった事件よりも平均審理期間（平均調停期間と平均審判期間とを合計したもの）は長く、平均期日回数（平均調停期日回数と平均審判期日回数とを合計したもの）も多い。他方、前記3.5での分析と異なり、平均審判期日間隔及び平均調停期日間隔は、特別受益が考慮された事件と、考慮されなかった事件とで差がある。

○ 寄与分の定めの有無別の分析

まず、調停のみ型の事件における寄与分の定めの有無と平均審理期間等との関係をみると、【表22】のとおり、前記3.5で分析したところと同様、寄与分の定めのある事件の方が、定めのない事件よりも平均調停期間が長く、平均調停期日回数も多い。また、平均調停期日間隔はそれほど変わりはない。

次に、調停不成立後審判型における寄与分の定めの有無と平均審理期間等との関係をみると、【表23】のとおり、前記3.5で分析したところと同様、寄与分の定めのある事件の方が、定めのない事件よりも平均審理期間（平均調停期間と平均審判期間とを合計したもの）は長く、平均期日回数（平均調停期日回数と平均審判期日回数とを合計したもの）も多いが、平均調停期日間隔や平均審判期日間隔はそれほど変わらない。

審判のみ型における寄与分の定めの有無と平均審理期間等との関係をみると、【表24】のとおり、寄与分の定めのある事件数が少ないと留意しなければならないものの、前記3.5で分析したところと同様、寄与分の定めのある事件の方が、定めのない事件よりも平均審判期日回数が多い。他方、前記3.5での分析と異なり、平均審判期間及び平均審判期日間隔は、寄与分の定めのある事件の方が、定めのない事件よりも短い。

審判申立て後付調停型における寄与分の定めの有無と平均審理期間等との関係をみると、【表25】のとおり、寄与分の定めのある事件が少ないと留意しなければならないものの、前記3.5での分析と異なり、寄与分の定めのある事件の方が、定めのない事件よりも平均審理期間（平均調停期間と平均審判期間とを合計したもの）、平均審判期日間隔及び平均調停期日間隔が短く、平均期日回数（平均調停期日回数と平均審判期日回数とを合計したもの）も少ない。

4 . 3 小括

○ 調停のみ型及び調停不成立後審判型における長期化要因

以上のとおり、全事件の9割を占める調停のみ型及び調停不成立後審判型の事件においては、若干のぶれ

はあるものの、全体としてみれば、当事者多数、遺産額並びに特別受益の考慮及び寄与分の定めがあることが、審理の長期化要因となっているといえる。そして、前記3で分析したところと同様、平均調停期日間隔及び平均審判期日間隔はおおむね一定しており、平均審理期間の差は平均期日回数の差によるものと認められる。

○ 審判のみ型及び審判申立て後付調停型における長期化要因

他方、審判のみ型、審判申立て後付調停型の事件においては、前記3で分析した各長期化要因と平均審理期間、平均期日回数及び平均期日間隔との関係とは異なる結果が多くみられたが、いずれのパターンの事件も、件数が非常に少なく（前掲【表9】のとおり、審判のみ型は全体の1.3%、審判申立て後付調停型は全体の2.8%である。）、事件ごとの固有の事情が統計データに強く表れたものと考えられる。

審判のみ型の事件の典型例としては、①ある調停事件が調停不成立で審判手続に移行した後に、関連事件が審判として申し立てられ、又は相手方から同一事件が審判として申し立てられた場合、②当事者の遠方居住若しくは所在不明又は当事者間の感情的対立が激しい場合等、出頭の見込みがなく、かつ書面による受諾も見込めない当事者がいる事件、③抗告審からの差戻し事件などが挙げられる。また、調査したところによれば、これら以外にも、審判手続の間、関連訴訟の結果を待ち、又は意思能力に疑いのある一部の当事者についての後見等開始事件の結果を待っていたところ、当事者側の事情で当該遺産分割事件が取り下げられた事件も見受けられた。このように、審判のみ型の事件では、関連事件待ちや感情的対立といった長期化要因の影響が強い場合があると考えられる。

○ 遺産分割事件の平均期日間隔について

なお、遺産分割事件の平均期日間隔は2.0月と、民事第一審訴訟事件よりも長い。

これは、第1回期日までの準備に時間を費やす実情があること、当事者に手続を早く進めようとする動機がない場合も多いこと（以上につき、資料編7を参照。）、調停委員は、他に職を有している場合が多く、一般に多忙であり、期日を合わせにくいう方が少くないと考えられること、関連事件待ちの間の期日間隔が極端に長く、これが平均期日間隔を押し上げている場合もあると考えられること等によるものと考えられる。

さらに、審判段階においては、複雑な事実認定や計算関係等の準備、確認のために時間が欲しいなどとして、裁判所側にも期日間隔を空けようとしがちな実務感覚があると思われること、週の大半は調停期日が入れられており、審判期日に充てることのできる曜日が限られている上に、遺産分割事件の審判期日の所要時間は、他の家事事件の審判期日等と比べて長いと考えられるために期日が入りにくいことが、審判期日間隔が調停期日間隔以上に長い要因になっていると推測される。

5 まとめ

以上のとおり、遺産分割事件の長期化要因としては、「前提問題等の関連事件待ち」、「付随問題についての調整」、「当事者多数」、「物件多数」、「特別受益・寄与分についての主張」及び「感情的対立」が挙げられる。遺産分割事件においては、調停手続と審判手続とがあり、相互に移行する場合もあることから、上記の各長期化要因の一部が必ずしも妥当しないような手続パターンも若干は存在するが、事件の多数を占める調停のみ型及び調停不成立後審判型においては、上記の各長期化要因が妥当することも確認できた。

【表10】調停のみ型の遺産分割事件の当事者数と平均審理期間、平均期日回数及び平均期日間隔
(平成20年4月から12月までに終局した事件)

	総数	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人以上
事件数	6,219	2	1,076	1,601	1,311	835	451	314	629
平均調停期間(月)	9.5	4.2	8.0	9.1	9.6	10.0	10.2	11.1	11.2
平均調停期日回数	5.5	1.0	4.7	5.3	5.6	5.7	5.9	6.0	6.1
平均調停期日間隔(月)	1.7	4.2	1.7	1.7	1.7	1.8	1.7	1.8	1.8

※ 平均審理期間は実数値に基づくものである。

【表11】調停不成立後審判型の遺産分割事件の当事者数と平均審理期間、平均期日回数及び平均期日間隔
(平成20年4月から12月までに終局した事件)

	総数	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人以上	
事件数	655	2	108	145	124	85	58	26	107	
平均審理期間	全体	21.0	3.3	17.7	19.2	22.9	21.5	22.2	19.3	24.3
	平均調停期間(月)	11.6	3.1	11.2	10.6	11.9	12.1	13.5	9.4	12.2
	平均審判期間(月)	9.4	0.2	6.5	8.6	11.1	9.4	8.8	9.9	12.0
平均期日回数	全体	9.6	2.0	9.3	9.7	10.4	10.1	10.7	6.9	8.7
	平均調停期日回数	6.3	1.5	6.5	6.2	6.6	6.3	7.0	5.2	5.6
	平均審判期日回数	3.3	0.5	2.8	3.5	3.7	3.8	3.7	1.7	3.1
平均期日間隔	全体	2.2	1.7	1.9	2.0	2.2	2.1	2.1	2.8	2.8
	平均調停期日間隔(月)	1.8	2.1	1.7	1.7	1.8	1.9	1.9	1.8	2.2
	審判期日回数+1で除した平均審判期日間隔(月)	2.2	0.1	1.7	1.9	2.4	1.9	1.9	3.6	2.9

※ 平均審理期間は実数値に基づくものである。

VII 家事事件に関する分析

【表12】審判のみ型の遺産分割事件の当事者数と平均審理期間、平均期日回数及び平均期日間隔
(平成20年4月から12月までに終局した事件)

	総数	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人以上
事件数	97	—	24	23	22	3	8	—	17
平均審判期間(月)	10.8	—	14.8	9.0	9.6	22.7	6.8	—	9.2
平均審判期日回数	2.6	—	1.8	3.3	3.3	6.7	1.4	—	1.5
審判期日回数 +1で除した 平均審判 期日間隔(月)	3.0	—	5.3	2.1	2.2	3.0	2.9	—	3.7

※ 平均審理期間は実数値に基づくものである。

【表13】審判申立て後付調停型の遺産分割事件の当事者数と平均審理期間、平均期日回数及び平均期日間隔
(平成20年4月から12月までに終局した事件)

	総数	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人以上
事件数	209	—	47	46	36	17	24	17	22
うち審判期日1回以上	44	—	10	7	8	4	8	3	4
平均審理期間									
全体	13.8	—	18.4	8.6	14.6	10.7	16.3	12.9	13.9
平均審判期間(月)	5.2	—	9.6	2.4	3.2	3.4	10.3	1.7	3.2
平均審判期間(月) (審判期日1回以上)	20.8	—	41.7	7.3	11.8	12.4	29.1	5.0	13.9
平均調停期間(月)	8.6	—	8.8	6.1	11.4	7.3	6.0	11.3	10.7
平均期日回数									
全体	5.8	—	7.5	4.3	5.0	5.8	6.4	5.5	5.8
平均審判期日回数	1.3	—	2.5	0.5	0.8	1.1	2.7	0.6	0.5
平均審判期日回数 (審判期日1回以上)	6.3	—	11.8	3.6	3.6	4.8	8.0	3.7	3.0
平均調停期日回数	4.4	—	5.0	3.7	4.2	4.7	3.8	4.8	5.2
平均期日間隔									
全体	2.4	—	2.5	2.0	2.9	1.8	2.5	2.4	2.4
平均審判期日間隔 (月) (審判期日1回以上)	3.3	—	3.5	2.0	3.3	2.6	3.6	1.4	4.6
平均調停期日間隔 (月)	2.0	—	1.8	1.6	2.7	1.6	1.6	2.3	2.0

※ 平均審理期間は実数値に基づくものである。

【表14】調停のみ型の遺産分割事件の遺産額と平均審理期間、平均期日回数及び平均期日間隔
(平成20年4月から12月までに終局した事件)

	総数	1000万円以下	1000万円超 5000万円以下	5000万円超 1億円以下	1億円超 5億円以下	5億円超	算定不能 ・不詳
事件数	4,431	1,179	2,034	605	311	21	281
平均調停 期間(月)	10.4	8.1	9.8	13.3	16.5	25.1	11.2
平均調停 期日回数	6.3	4.8	5.9	8.2	10.3	12.4	6.8
平均調停 期日間隔(月)	1.6	1.7	1.6	1.6	1.6	2.0	1.7

※ 平均審理期間は実数値に基づくものである。調停成立により終局した事件の数値である。

【表15】調停不成立後審判型の遺産分割事件の遺産額と平均審理期間、平均期日回数及び平均期日間隔
(平成20年4月から12月までに終局した事件)

	総数	1000万円以下	1000万円超 5000万円以下	5000万円超 1億円以下	1億円超 5億円以下	5億円超	算定不能 ・不詳
事件数	505	145	204	70	61	12	13
平均 審 理 期 間	全体	22.6	16.3	20.7	27.8	29.2	32.8
	平均調停 期間(月)	12.4	9.9	10.6	15.3	15.9	12.3
	平均審判 期間(月)	10.2	6.4	10.0	12.4	13.3	20.5
平均 期 日 回 数	全体	10.2	6.2	9.6	13.9	14.5	11.2
	平均調停 期日回数	6.5	4.4	5.9	9.1	9.0	5.6
	平均審判 期日回数	3.7	1.8	3.7	4.8	5.5	5.5
平均 期 日 間 隔	全体	2.2	2.6	2.2	2.0	2.0	2.9
	平均調停 期日間隔 (月)	1.9	2.3	1.8	1.7	1.8	2.2
	審判期日 回数+1で 除した平均 審判期日 間隔(月)	2.2	2.2	2.1	2.1	2.1	3.1

※ 平均審理期間は実数値に基づくものである。審判認容により終局した事件の数値である。

VII 家事事件に関する分析

【表16】審判のみ型の遺産分割事件の遺産額と平均審理期間、平均期日回数及び平均期日間隔
(平成20年4月から12月までに終局した事件)

	総数	1000万円以下	1000万円超 5000万円以下	5000万円超 1億円以下	1億円超 5億円以下	5億円超	算定不能 ・不詳
事件数	52	16	20	7	5	1	3
平均審判 期間(月)	15.9	11.5	21.6	17.3	6.7	34.5	6.5
平均審判 期日回数	4.0	3.2	4.2	6.6	3.2	7.0	2.0
審判期日回数 +1で除した 平均審判期日 間隔(月)	3.1	2.7	4.1	2.3	1.6	4.3	2.2

※ 平均審理期間は実数値に基づくものである。審判認容により終局した事件の数値である。

【表17】審判申立て後付調停型の遺産分割事件の遺産額と平均審理期間、平均期日回数及び平均期日間隔
(平成20年4月から12月までに終局した事件)

	総数	1000万円以下	1000万円超 5000万円以下	5000万円超 1億円以下	1億円超 5億円以下	5億円超	算定不能 ・不詳
事件数	153	36	84	14	9	2	8
うち審判期 日1回以上	36	6	21	4	2	2	1
全体	14.0	10.3	11.3	18.4	13.6	176.9	12.5
平均審 理期 間	6.5	3.4	3.3	9.5	4.2	176.8	8.4
平均審 理期 間(月) (審判期日 1回以上)	23.7	15.3	10.5	29.6	15.4	176.8	39.2
平均調停 期間(月)	7.6	6.8	8.0	8.9	9.4	0.03	4.1
全体	6.4	4.4	5.9	7.7	8.7	46.0	6.4
平均審 判期 日回数	1.6	0.5	0.9	1.5	1.8	45.0	3.3
平均審 判期 日回数 (審判期日 1回以上)	6.9	3.2	3.7	5.3	8.0	45.0	26.0
平均調停 期日回数	4.8	3.9	5.0	6.2	6.9	1.0	3.1
全体	2.2	2.3	1.9	2.4	1.6	3.8	2.0
平均審 判期 日間隔 (月) (審判期日 1回以上)	3.4	4.8	2.9	5.6	1.9	3.9	1.5
平均調停 期日間隔 (月)	1.6	1.8	1.6	1.4	1.4	0.03	1.3

※ 平均審理期間は実数値に基づくものである。調停成立により終局した事件の数値である。

**【表18】調停のみ型の遺産分割事件の特別受益の考慮の有無と平均審理期間、平均期日回数及び平均期日間隔
(平成20年4月から12月までに終局した事件)**

	総数	特別受益の考慮		
		なし	あり	不詳
事件数	4,431	3,741	301	389
平均調停期間(月)	10.4	10.1	13.8	11.5
平均調停期日回数	6.3	6.1	8.3	6.9
平均調停期日間隔(月)	1.6	1.6	1.7	1.7

※ 平均審理期間は実数値に基づくものである。
調停成立により終局した事件の数値である。

**【表20】審判のみ型の遺産分割事件の特別受益の考慮の有無と平均審理期間、平均期日回数及び平均期日間隔
(平成20年4月から12月までに終局した事件)**

	総数	特別受益の考慮		
		なし	あり	不詳
事件数	52	45	7	-
平均審判期間(月)	15.9	15.6	17.4	-
平均審判期日回数	4.0	3.6	7.1	-
審判期日回数 + 1で除した平均審判期日間隔(月)	3.1	3.4	2.1	-

※ 平均審理期間は実数値に基づくものである。
審判認容により終局した事件の数値である。

**【表19】調停不成立後審判型の遺産分割事件の特別受益の考慮の有無と平均審理期間、平均期日回数及び平均期日間隔
(平成20年4月から12月までに終局した事件)**

	総数	特別受益の考慮		
		なし	あり	不詳
事件数	505	411	83	11
平均審理期間	22.6	21.0	29.4	29.0
平均調停期間(月)	12.4	11.6	15.9	15.0
平均審判期間(月)	10.2	9.4	13.5	14.0
平均期日回数	10.2	9.3	14.6	10.7
平均審判期日回数	6.5	6.0	8.7	7.9
平均期日間隔	3.7	3.3	5.9	2.8
平均期日間隔(月)	2.2	2.3	2.0	2.7
審判期日回数 + 1で除した平均審判期日間隔(月)	1.9	1.9	1.8	1.9
審判期日回数 + 1で除した平均審判期日間隔(月)	2.2	2.2	2.0	3.7

※ 平均審理期間は実数値に基づくものである。
審判認容により終局した事件の数値である。

VII 家事事件に関する分析

**【表21】審判申立て後付調停型の遺産分割事件の特別受益の考慮の有無と平均審理期間、平均期日回数及び平均期日間隔
(平成20年4月から12月までに終局した事件)**

	総数	特別受益の考慮		
		なし	あり	不詳
事件数	153	131	14	8
うち審判期日1回以上	36	31	3	2
平均審理期間	全体	14.0	14.3	15.1
	平均審理期間(月)	6.5	7.3	1.4
	平均審理期間(月)(審判期日1回以上)	23.7	27.0	4.0
	平均調停期間(月)	7.6	7.0	13.7
平均期日回数	全体	6.4	6.4	7.6
	平均審判期日回数	1.6	1.8	0.5
	平均審判期日回数(審判期日1回以上)	6.9	7.7	2.3
	平均調停期日回数	4.8	4.6	7.1
平均期日間隔	全体	2.2	2.2	2.0
	平均審判期日間隔(月)(審判期日1回以上)	3.4	3.5	1.7
	平均調停期日間隔(月)	1.6	1.5	1.9
				1.7

※ 平均審理期間は実数値に基づくものである。
調停成立により終局した事件の数値である。

**【表22】調停のみ型の遺産分割事件の寄与分の定めの有無と平均審理期間、平均期日回数及び平均期日間隔
(平成20年4月から12月までに終局した事件)**

	総数	寄与分の定め	
		0件	1件以上
事件数	4,423	4,371	52
平均調停期間(月)	10.4	10.4	18.7
平均調停期日回数	6.3	6.3	10.5
平均調停期日間隔(月)	1.6	1.6	1.8

※ 平均審理期間は実数値に基づくものである。
調停成立(「分割しない」を除く。)により終局した事件の数値である。

**【表23】調停不成立後審判型の遺産分割事件の寄与分の定めの有無と平均審理期間、平均期日回数及び平均期日間隔
(平成20年4月から12月までに終局した事件)**

	総数	寄与分の定め	
		0件	1件以上
事件数	503	453	50
平均審理期間	全体	22.6	22.0
	平均調停期間(月)	12.4	12.0
	平均審判期間(月)	10.2	10.0
平均期日回数	全体	10.2	9.8
	平均調停期日回数	6.5	6.2
	平均審判期日回数	3.7	3.7
平均期日間隔	全体	2.2	2.2
	平均調停期日間隔(月)	1.9	1.9
	審判期日回数+1で除した平均審判期日間隔(月)	2.2	2.1

※ 平均審理期間は実数値に基づくものである。
審判認容(「分割しない」を除く。)により終局した事件の数値である。

【表24】審判のみ型の遺産分割事件の寄与分の定めの有無と平均審理期間、平均期日回数及び平均期日間隔
(平成20年4月から12月までに終局した事件)

	総数	寄与分の定め	
		0件	1件以上
事件数	51	47	4
平均審判期間(月)	16.1	16.3	13.4
平均審判期日回数	4.1	4.1	4.5
審判期日回数+1で除した平均審判期日間隔(月)	3.1	3.2	2.4

※ 平均審理期間は実数値に基づくものである。
審判認容(「分割しない」を除く。)により終局した事件の数値である。

【表25】審判申立て後付調停型の遺産分割事件の寄与分の定めの有無と平均審理期間、平均期日回数及び平均期日間隔
(平成20年4月から12月までに終局した事件)

	総数	寄与分の定め	
		0件	1件以上
事件数	152	148	4
うち審判期日1回以上	36	35	1
平均審理期間			
全体	14.1	14.2	10.9
平均審判期間(月)	6.5	6.5	7.3
平均審判期間(月)(審判期日1回以上)	23.7	24.4	1.3
平均調停期間(月)	7.6	7.7	3.6
平均期日回数			
全体	6.4	6.5	4.0
平均審判期日回数	1.6	1.7	0.5
平均審判期日回数(審判期日1回以上)	6.9	7.1	2.0
平均調停期日回数	4.8	4.8	3.5
平均期日間隔			
全体	2.2	2.2	2.7
平均審判期日間隔(月)(審判期日1回以上)	3.4	3.5	0.6
平均調停期日間隔(月)	1.6	1.6	1.0

※ 平均審理期間は実数値に基づくものである。
調停成立(「分割しない」を除く。)により終局した事件の数値である。